

佐賀県国民保護計画 新旧対照表

該当部分	項目名	変更前	変更後																																								
目次		第3編 武力攻撃事態等への対処 3-1 第1章 初動体制の確立 3-1 第1 情報の伝達 3-1 第2 国民保護対策本部設置前における初動体制 3-1 1 緊急事態情報連絡室の設置 3-2 2 <u>緊急事態警戒本部</u>の設置 3-3	第3編 武力攻撃事態等への対処 3-1 第1章 初動体制の確立 3-1 第1 情報の伝達 3-1 第2 国民保護対策本部設置前における初動体制 3-1 1 緊急事態情報連絡室の設置 3-2 2 <u>緊急事態警戒対策本部</u>の設置 3-3																																								
P1-7 第1編 第3章	4 道路 の位置等	(1) 高規格幹線道路 県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通リ、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道 497 号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を經由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。） なお、県内にはインターチェンジが <u>8</u>ヶ所（鳥栖 I.C、東脊振 I.C、佐賀大和 I.C、小城スマート I.C、多久 I.C、武雄北方 I.C、武雄南 I.C、嬉野 I.C）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。	(1) 高規格幹線道路 県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通リ、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道 497 号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を經由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。） なお、県内にはインターチェンジが <u>9</u>ヶ所（鳥栖 I.C、<u>小郡鳥栖南 I.C</u>、東脊振 I.C、佐賀大和 I.C、小城スマート I.C、多久 I.C、武雄北方 I.C、武雄南 I.C、嬉野 I.C）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。																																								
P1-13 第1編 第4章	1 関係 機関の事務又は業務の大綱	(3) 指定地方行政機関（法第 10 条） 指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>九州管区警察局</td><td>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制</td></tr><tr><td>九州防衛局</td><td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td></tr><tr><td>九州総合通信局</td><td>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成</td></tr><tr><td>福岡財務支局 (佐賀財務事務所)</td><td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</td></tr><tr><td>門司税関 (伊万里税関支署)</td><td>輸入物資の通関手続</td></tr><tr><td>九州厚生局</td><td>救援等に係る情報の収集及び提供</td></tr><tr><td>佐賀労働局</td><td>被災者の雇用対策</td></tr><tr><td><u>九州農政局</u> (佐賀農政事務所)</td><td>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</td></tr><tr><td>九州森林管理局</td><td>武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制	九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成	福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続	九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供	佐賀労働局	被災者の雇用対策	<u>九州農政局</u> (佐賀農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧	九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給	(3) 指定地方行政機関（法第 10 条） 指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>九州管区警察局</td><td>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制</td></tr><tr><td>九州防衛局</td><td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td></tr><tr><td>九州総合通信局</td><td>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成</td></tr><tr><td>福岡財務支局 (佐賀財務事務所)</td><td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</td></tr><tr><td>門司税関 (伊万里税関支署)</td><td>輸入物資の通関手続</td></tr><tr><td>九州厚生局</td><td>救援等に係る情報の収集及び提供</td></tr><tr><td>佐賀労働局</td><td>被災者の雇用対策</td></tr><tr><td><u>九州農政局</u></td><td>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</td></tr><tr><td>九州森林管理局</td><td>武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制	九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成	福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続	九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供	佐賀労働局	被災者の雇用対策	<u>九州農政局</u>	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧	九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
機関の名称	事務又は業務の大綱																																										
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制																																										
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																																										
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成																																										
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																																										
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続																																										
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供																																										
佐賀労働局	被災者の雇用対策																																										
<u>九州農政局</u> (佐賀農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																										
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給																																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																																										
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制																																										
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																																										
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成																																										
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																																										
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続																																										
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供																																										
佐賀労働局	被災者の雇用対策																																										
<u>九州農政局</u>	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																										
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給																																										

		<table><tr><td>九州経済産業局</td><td>1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興</td></tr><tr><td>九州産業保安監督部</td><td>1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧</td></tr><tr><td>九州運輸局 (佐賀運輸支局)</td><td>1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安</td></tr><tr><td>大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)</td><td>1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保</td></tr><tr><td>福岡航空交通管制部</td><td>航空機の安全確保に係る管制上の措置</td></tr><tr><td>福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)</td><td>気象状況の把握及び情報の提供</td></tr><tr><td>第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)</td><td>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</td></tr><tr><td>九州地方環境事務所</td><td>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td></tr></table>	九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興	九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全	九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧	九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安	大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保	福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置	福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供	第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	<table><tr><td>九州経済産業局</td><td>1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興</td></tr><tr><td>九州産業保安監督部</td><td>1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全</td></tr><tr><td>九州地方整備局</td><td>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧</td></tr><tr><td>九州運輸局 (佐賀運輸支局)</td><td>1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安</td></tr><tr><td>大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)</td><td>1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保</td></tr><tr><td>福岡航空交通管制部</td><td>航空機の安全確保に係る管制上の措置</td></tr><tr><td>福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)</td><td>気象状況の把握及び情報の提供</td></tr><tr><td>第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)</td><td>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</td></tr><tr><td>九州地方環境事務所</td><td>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td></tr></table>	九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興	九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全	九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧	九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安	大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保	福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置	福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供	第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集																																																																
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興																																																																																																						
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全																																																																																																						
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧																																																																																																						
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安																																																																																																						
大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保																																																																																																						
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置																																																																																																						
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供																																																																																																						
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置																																																																																																						
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集																																																																																																						
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興																																																																																																						
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全																																																																																																						
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧																																																																																																						
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安																																																																																																						
大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保																																																																																																						
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置																																																																																																						
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供																																																																																																						
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置																																																																																																						
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集																																																																																																						
P1-15 第1編 第4章	2 県対策本部関係機関の連絡先	<table><tr><th colspan="5">【県関係機関】</th></tr><tr><th>名 称</th><th>担当部署</th><th>所 在 地</th><th>(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail</th><th>その他の連絡方法</th></tr><tr><td>佐賀県知事 (県対策本部長)</td><td>政策部 秘書課</td><td>〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号</td><td>T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>副知事 (県対策副本部長)</td><td>政策部 秘書課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県教育長</td><td>県教育庁 教育総務課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>佐賀県警察本部長</td><td>警備部 警備第二課</td><td>〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号</td><td>T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E</td><td></td></tr><tr><td>政策部長</td><td>危機管理防災課</td><td>〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号</td><td>T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>危機管理・報道局長</td><td>報道課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県民環境部長</td><td>県民協働課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>文化・スポーツ交流局長</td><td>さが創生推進課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr></table>	【県関係機関】					名 称	担当部署	所 在 地	(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail	その他の連絡方法	佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp		副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp		県教育長	県教育庁 教育総務課	同 上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp		佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E		政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp		危機管理・報道局長	報道課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp		県民環境部長	県民協働課	同 上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp		文化・スポーツ交流局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp		<table><tr><th colspan="5">【県関係機関】</th></tr><tr><th>名 称</th><th>担当部署</th><th>所 在 地</th><th>(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail</th><th>その他の連絡方法</th></tr><tr><td>佐賀県知事 (県対策本部長)</td><td>政策部 秘書課</td><td>〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号</td><td>T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>副知事 (県対策副本部長)</td><td>政策部 秘書課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県教育長</td><td>教育委員会事務局 教育総務課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>佐賀県警察本部長</td><td>警備部 警備第二課</td><td>〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号</td><td>T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E</td><td></td></tr><tr><td>政策部長</td><td>危機管理防災課</td><td>〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号</td><td>T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>危機管理・報道局長</td><td>報道課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県民環境部長</td><td>県民協働課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>文化・観光局長</td><td>さが創生推進課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr></table>	【県関係機関】					名 称	担当部署	所 在 地	(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail	その他の連絡方法	佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp		副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp		県教育長	教育委員会事務局 教育総務課	同 上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp		佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E		政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp		危機管理・報道局長	報道課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp		県民環境部長	県民協働課	同 上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp		文化・観光局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
【県関係機関】																																																																																																							
名 称	担当部署	所 在 地	(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail	その他の連絡方法																																																																																																			
佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
県教育長	県教育庁 教育総務課	同 上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E																																																																																																				
政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
危機管理・報道局長	報道課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
県民環境部長	県民協働課	同 上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
文化・スポーツ交流局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
【県関係機関】																																																																																																							
名 称	担当部署	所 在 地	(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail	その他の連絡方法																																																																																																			
佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
県教育長	教育委員会事務局 教育総務課	同 上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111 (内 5784) F 0952-29-7709 E																																																																																																				
政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
危機管理・報道局長	報道課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
県民環境部長	県民協働課	同 上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp																																																																																																				
文化・観光局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp																																																																																																				

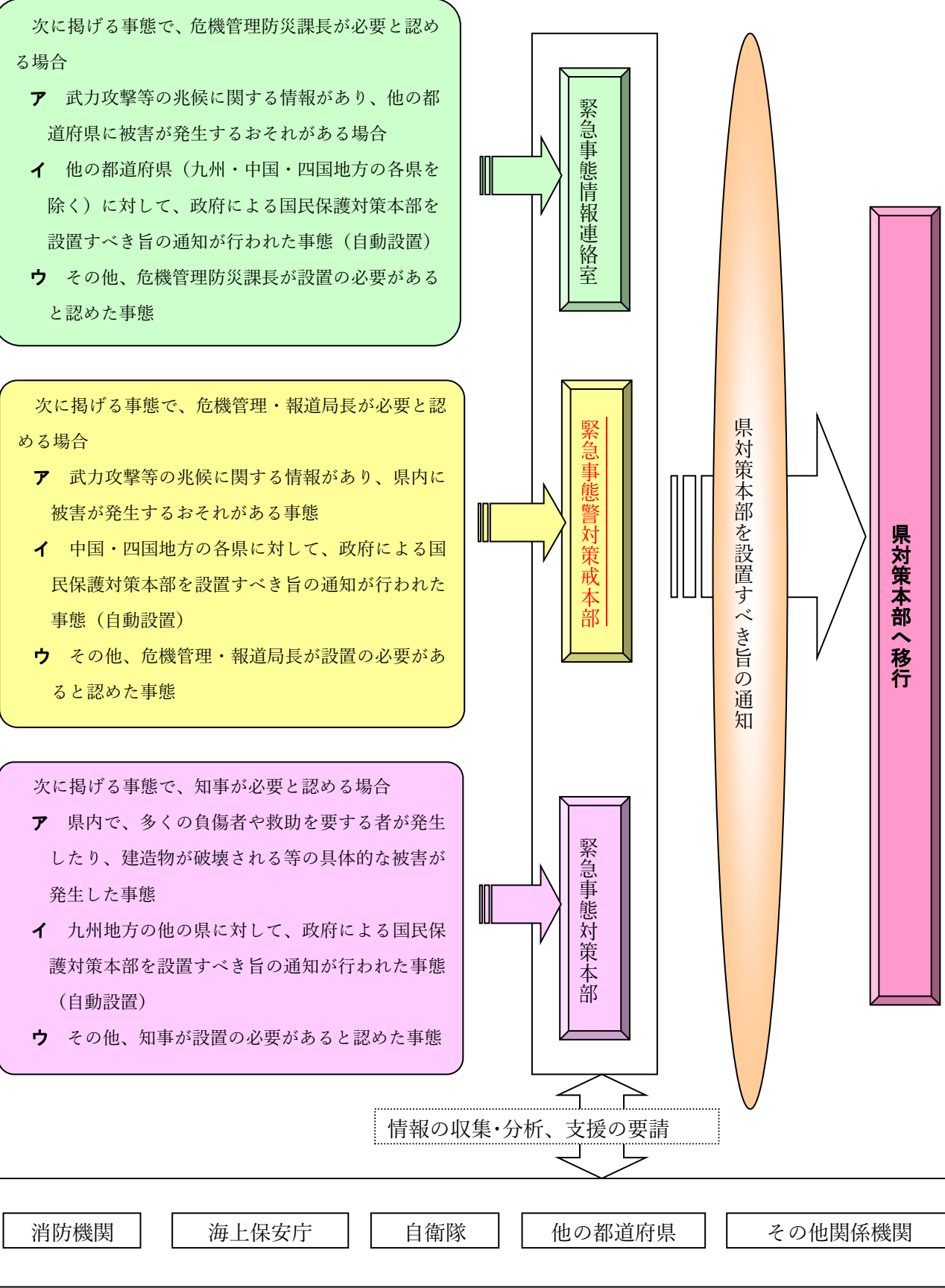
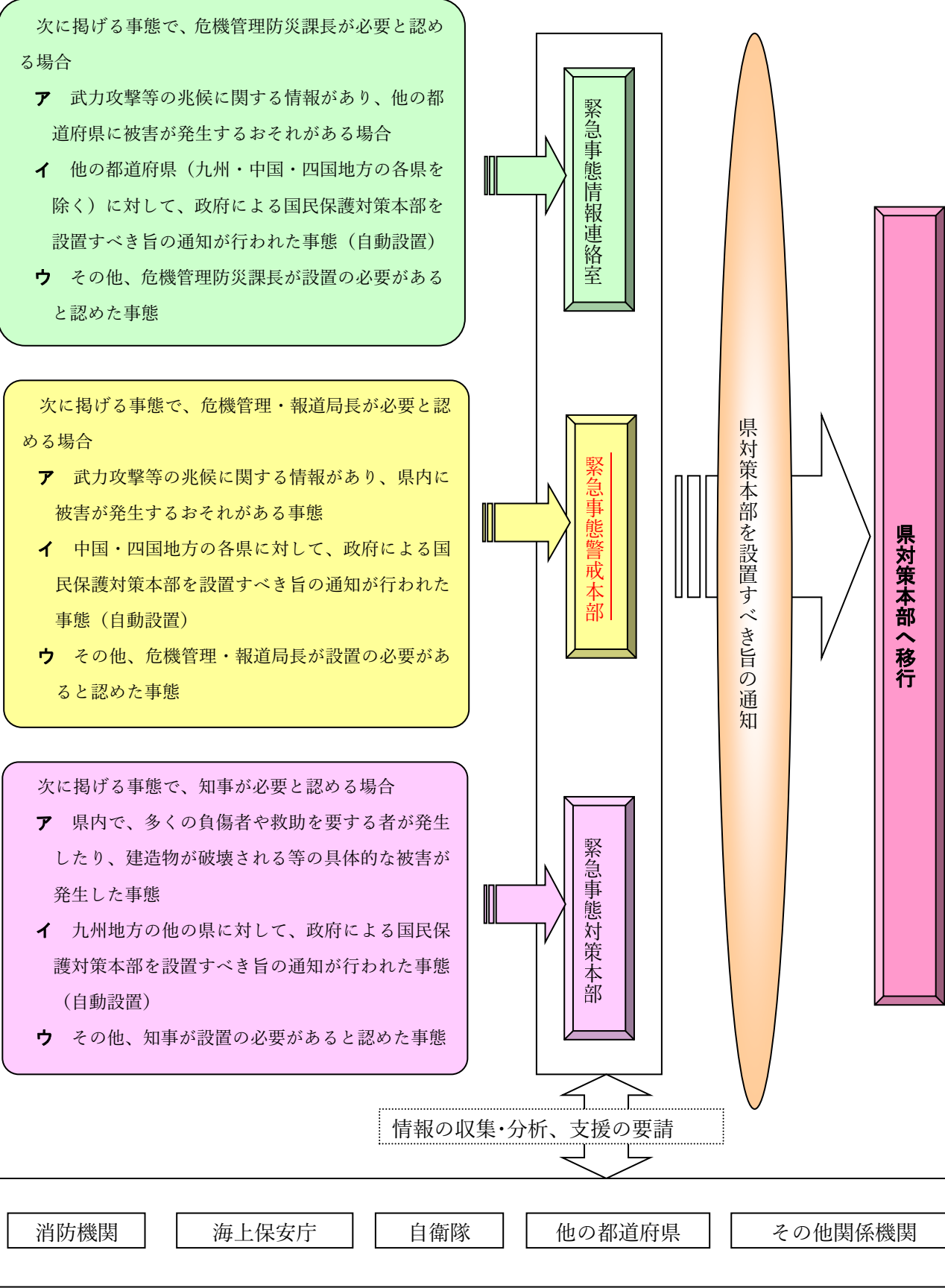
		<table><tr><td>健康福祉部長</td><td>健康福祉政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>産業労働部長</td><td>産業政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>農林水産部長</td><td>農政企画課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>男女参画・こども局長</td><td>健康福祉政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県土整備部長</td><td>県土企画課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>地域交流部長</td><td>さが創生推進課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>総務部長</td><td>法務私学課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr></table>	健康福祉部長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp		産業労働部長	産業政策課	同 上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp		農林水産部長	農政企画課	同 上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp		男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp		県土整備部長	県土企画課	同 上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp		地域交流部長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp		総務部長	法務私学課	同 上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp		<table><tr><td>SAGA2024・SSP 推進局長</td><td>さが創生推進課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>健康福祉部長</td><td>健康福祉政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>産業労働部長</td><td>産業政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>農林水産部長</td><td>農政企画課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>男女参画・こども局長</td><td>健康福祉政策課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>県土整備部長</td><td>県土企画課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>地域交流部長</td><td>さが創生推進課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr><tr><td>総務部長</td><td>法務私学課</td><td>同 上</td><td>T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr></table>	SAGA2024・SSP 推進局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp		健康福祉部長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp		産業労働部長	産業政策課	同 上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp		農林水産部長	農政企画課	同 上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp		男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp		県土整備部長	県土企画課	同 上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp		地域交流部長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp		総務部長	法務私学課	同 上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	
健康福祉部長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
産業労働部長	産業政策課	同 上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
農林水産部長	農政企画課	同 上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
県土整備部長	県土企画課	同 上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
地域交流部長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp																																																																											
総務部長	法務私学課	同 上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
SAGA2024・SSP 推進局長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp																																																																											
健康福祉部長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
産業労働部長	産業政策課	同 上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
農林水産部長	農政企画課	同 上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
県土整備部長	県土企画課	同 上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
地域交流部長	さが創生推進課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp																																																																											
総務部長	法務私学課	同 上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp																																																																											
P2-4 第2編 第1章	2 県職員の参集基準等	【県の体制及び職員の参集基準等】 <table><tr><th>組織体制</th><th>設置基準</th><th>参集基準</th></tr><tr><td>ア 緊急事態 情報連絡 室</td><td>次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態</td><td>危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td></tr><tr><td>イ 緊急事態 警戒本部</td><td>次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態</td><td>危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td></tr></table>			組織体制	設置基準	参集基準	ア 緊急事態 情報連絡 室	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態	危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。	イ 緊急事態 警戒本部	次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態	危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。	【県の体制及び職員の参集基準等】 <table><tr><th>組織体制</th><th>設置基準</th><th>参集基準</th></tr><tr><td>ア 緊急事態 情報連絡 室</td><td>次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態</td><td>危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td></tr><tr><td>イ 緊急事態 警戒対策 本部</td><td>次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態</td><td>危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td></tr></table>			組織体制	設置基準	参集基準	ア 緊急事態 情報連絡 室	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態	危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。	イ 緊急事態 警戒対策 本部	次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態	危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。																																																					
組織体制	設置基準	参集基準																																																																												
ア 緊急事態 情報連絡 室	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態	危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。																																																																												
イ 緊急事態 警戒本部	次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態	危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。																																																																												
組織体制	設置基準	参集基準																																																																												
ア 緊急事態 情報連絡 室	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態	危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。																																																																												
イ 緊急事態 警戒対策 本部	次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態	危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。																																																																												

		ウ 緊急事態対策本部 次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (7) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (4) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (9) その他、知事が設置の必要があると認めた事態 エ 国民保護対策本部 国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき 組織構成は、図３－３－１を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ １／２程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・ 国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3－11 ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。		ウ 緊急事態対策本部 次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (7) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (4) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (9) その他、知事が設置の必要があると認めた事態 エ 国民保護対策本部 国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき 組織構成は、図３－３－１を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ １／２程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・ 国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3－11 ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。	
P2-5 第 2 編 第 1 章	2 県職員の参集基準等	(4) 各部（局）連絡員の配置 参集要員の緊急招集、及び緊急事態情報連絡室や緊急事態警戒本部等との連絡を図るため、「佐賀県災害対策運営要領」に準じて各部（局）に連絡員を置く。		(4) 各部（局）連絡員の配置 参集要員の緊急招集、及び緊急事態情報連絡室や緊急事態警戒対策本部等との連絡を図るため、「佐賀県災害対策運営要領」に準じて各部（局）に連絡員を置く。	
P3-1 第 3 編 第 1 章 第 2		県〈総括対策班〉は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する。		県〈総括対策班〉は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒対策本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する	

P3-3, 4 第 3 編 第 1 章 第 2	2 緊急 事態警戒 本部の設 置	2 緊急事態警戒本部の設置 (1) 設置基準 緊急事態警戒本部は、次の場合に設置する。 本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、危機管理・報道局長が必要と認める場合 ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 イ 中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） ウ その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態 (2) 設置場所 緊急事態警戒本部の事務局は、原則として危機管理防災課内に設置する。 (3) 組 織 緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。 ・ 危機管理・報道局長 ・ 危機管理防災課長 ・ 報道課長 ・ 広報広聴課長 ・ 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長 緊急事態警戒本部長 は、危機管理・報道局長をもって充てる。 (4) 所掌事務 緊急事態警戒本部は、次の事務を掌る。 ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整 ・ 広域応援に関する事項 ・ 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項 ・ 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態警戒本部長が指示する事項 (5) 配備要員 緊急事態警戒本部の要員として、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者 (6) 緊急事態警戒本部会議 緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館 4 階）に	2 緊急事態警戒対策本部の設置 (1) 設置基準 緊急事態警戒対策本部は、次の場合に設置する。 本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、危機管理・報道局長が必要と認める場合 ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 イ 中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） ウ その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態 (2) 設置場所 緊急事態警戒対策本部の事務局は、原則として危機管理防災課内に設置する。 (3) 組 織 緊急事態警戒対策本部は、次の者で組織する。 ・ 危機管理・報道局長 ・ 危機管理防災課長 ・ 報道課長 ・ 広報広聴課長 ・ 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長 緊急事態警戒対策本部長 は、危機管理・報道局長をもって充てる。 (4) 所掌事務 緊急事態警戒対策本部は、次の事務を掌る。 ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整 ・ 広域応援に関する事項 ・ 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項 ・ 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態警戒対策本部長が指示する事項 (5) 配備要員 緊急事態警戒対策本部の要員として、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者 (6) 緊急事態警戒対策本部会議 緊急事態警戒対策本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館 4 階）に
--	---	---	---

		において、<u>緊急事態警戒本部会議</u>を開催する。 ア <u>緊急事態警戒本部会議</u>の構成 <u>緊急事態警戒本部会議</u>は、危機管理・報道局長及び次の者をもって構成する。 ・ 各部の副部長（防災担当） ・ 各局の副局長（防災担当） ・ 副教育長（防災担当） なお、必要に応じ、関係各課長及び県警察本部、議会事務局、各種委員会事務局の職員へ会議への出席を求めるものとする。 イ <u>緊急事態警戒本部会議</u>の運営 <u>緊急事態警戒本部会議</u>は、<u>緊急事態警戒本部</u>の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、危機管理・報道局長の判断により、必要に応じ開催する。 （7）国民保護対策本部設置前における初動措置 県〈<u>総括対策班</u>〉は、「<u>緊急事態警戒本部</u>」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。	において、<u>緊急事態警戒対策本部会議</u>を開催する。 ア <u>緊急事態警戒対策本部会議</u>の構成 <u>緊急事態警戒対策本部会議</u>は、危機管理・報道局長及び次の者をもって構成する。 ・ 各部の副部長（防災担当） ・ 各局の副局長（防災担当） ・ 副教育長（防災担当） なお、必要に応じ、関係各課長及び県警察本部、議会事務局、各種委員会事務局の職員へ会議への出席を求めるものとする。 イ <u>緊急事態警戒対策本部会議</u>の運営 <u>緊急事態警戒対策本部会議</u>は、<u>緊急事態警戒対策本部</u>の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、危機管理・報道局長の判断により、必要に応じ開催する。 （7）国民保護対策本部設置前における初動措置 県〈<u>総括対策班</u>〉は、「<u>緊急事態警戒対策本部</u>」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
P3-7 第3編 第1章 第3		「緊急事態情報連絡室」、「<u>緊急事態警戒本部</u>」、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「<u>緊急事態警戒本部</u>」、「緊急事態対策本部」は廃止する。	「緊急事態情報連絡室」、「<u>緊急事態警戒対策本部</u>」、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「<u>緊急事態警戒対策本部</u>」、「緊急事態対策本部」は廃止する。

図3-1
県の初動
体制



P3-14, 15, 16, 17 第3編 第2章	4 県対 策本部の 組織及び 各対策班 の構成等	【図3-3-2 各対策班の構成課等】				【図3-3-2 各対策班の構成課等】			
		各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等	各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	<u>政策チーム</u> <u>企画チーム</u> 危機管理防災課 ほか	総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	<u>さが政策推進チーム</u> 危機管理防災課 ほか
		情報通信対策班	<u>情報統括監</u>	行政デジタル推進課長	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課	情報通信対策班	<u>総務部長</u>	行政デジタル推進課長	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課
		広報対策班	危機管理・報道局長	報道課長 広報広聴課長	広報広聴課 報道課 <u>国際課</u>	広報対策班	危機管理・報道局長	報道課長 広報広聴課長	広報広聴課 報道課 <u>国際政策グループ</u> <u>多文化共生さが推進課</u>
		被災者支援等 対策班	政策部長	<u>政策部副部長</u> 広報広聴課長 <u>政策調整監</u> 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を 依頼及び要員参集 危機管理防災課 社会福祉課 <u>政策チーム</u> 行政デジタル推進課 原子力安全対策課 <u>新エネルギー産業課</u> 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じ た関係課（医務課、産業政策課、 建築住宅課、学校教育課 ほか） 秘書課	被災者支援等 対策班	政策部長	<u>政策総括監</u> 広報広聴課長 <u>政策企画監</u> 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を 依頼及び要員参集 危機管理防災課 社会福祉課 <u>さが政策推進チーム</u> 行政デジタル推進課 原子力安全対策課 <u>産業グリーン化推進グループ</u> 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じ た関係課（医務課、産業政策課、 建築住宅課、学校教育課 ほか） 秘書課
		組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同 和対策課、国民健康保険課、もの づくり産業課、入札・検査センタ ー、統計分析課、会計課、各種委 員会事務局ほか国民保護対応業 務を持たない本庁内の課・室及び 対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課	組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同 和対策課、国民健康保険課、もの づくり産業課、入札・検査センタ ー、統計分析課、会計課、各種委 員会事務局ほか国民保護対応業 務を持たない本庁内の課・室及び 対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課
		地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長	さが創生推進課 市町支援課	地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長	さが創生推進課 市町支援課

				交通政策課長 港湾課長 水産課長 産業政策課長 <u>国際課長</u>	交通政策課 空港課 港湾課 農山村課 河川砂防課 水産課 産業政策課 <u>国際課</u>			交通政策課長 港湾課長 水産課長 産業政策課長 <u>国際政策グループ推進 監</u> <u>多文化共生さが推進課 長</u>	交通政策課 空港課 港湾課 農山村課 河川砂防課 水産課 産業政策課 <u>国際政策グループ</u> <u>多文化共生さが推進課</u>	
		文化・スポーツ 対策班	<u>文化・スポーツ交流 局長</u>	<u>文化・スポーツ交流局副 局長</u> 観光課長	観光課 <u>スポーツ課</u> 文化課		文化・スポーツ 対策班	<u>文化・観光局長 (正)</u> <u>SAGA2024・SSP 推 進局長 (副)</u>	<u>文化・観光局副局長</u> 観光課長	観光課 文化課
		県民環境対策班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 <u>有明海再生・自然環境課 長</u> <u>環境課長</u> 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 <u>有明海再生・自然環境課</u> <u>環境課</u> 循環型社会推進課 まなび課 ほか		県民環境対策班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 <u>有明海再生・環境課長</u> 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 <u>有明海再生・環境課</u> 循環型社会推進課 まなび課 ほか
		健康福祉対策班	健康福祉部長 (正)	健康福祉部副部長 健康福祉政策課長 医務課長 障害福祉課長 社会福祉課長 薬務課長	健康福祉政策課 こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 社会福祉課 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課 ほか		健康福祉対策班	健康福祉部長 (正)	健康福祉部副部長 健康福祉政策課長 医務課長 障害福祉課長 社会福祉課長 薬務課長	健康福祉政策課 こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 社会福祉課 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課 ほか
			男女参画・こども局 長 (副)	男女参画・こども局副局 長 男女参画・女性の活躍推 進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課			男女参画・こども局 長 (副)	男女参画・こども局副局 長 男女参画・女性の活躍推 進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課
		産業労働対策班	産業労働部長	産業政策課長 企業立地課長 産業人材課長 流通・貿易課長	産業政策課 報道課 福祉課 生活衛生課 流通・貿易課 企業立地課 産業人材課 ほか		産業労働対策班	産業労働部長	産業政策課長 企業立地課長 産業人材課長 流通・貿易課長	産業政策課 報道課 福祉課 生活衛生課 流通・貿易課 企業立地課 産業人材課 ほか

		農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 農業経営課長 園芸農産課長 畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	農政企画課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 森林整備課
		県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 まちづくり課長 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 まちづくり課 下水道課 産業人材課 土地利活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 農山村課 港湾課 道路課 ほか
		※ 各対策班の業務は、本文中に〈 〉で示す。			
		【県教育委員会及び県警察本部の関係課等】			
		各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		文教対策班	教育長	<u>教育庁危機管理・広報総括監</u> 学校教育課長 教育総務課長 教育振興課長 法務私学課長 <u>文化財課</u>	法務私学課 教育総務課 教職員課 学校教育課 教育振興課 保健体育課 <u>文化財課</u>
		各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		公安対策班	県警本部長	警備第二課長	警備第二課
		農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 農業経営課長 園芸農産課長 畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	農政企画課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 森林整備課
		県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 まちづくり課長 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 まちづくり課 下水道課 産業人材課 土地利活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 農山村課 港湾課 道路課 ほか
		※ 各対策班の業務は、本文中に〈 〉で示す。			
		【県教育委員会及び県警察本部の関係課等】			
		各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		文教対策班	教育長	<u>教育危機管理・広報総括監</u> 学校教育課長 教育総務課長 教育振興課長 法務私学課長 <u>文化財保護・活用室長</u>	法務私学課 教育総務課 教職員課 学校教育課 教育振興課 保健体育課 <u>文化財保護・活用室</u>
		各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		公安対策班	県警本部長	警備第二課長	警備第二課